

電波利用環境委員会報告

(案)

CISPR ニューデリー会議の
審議結果について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR B 作業班

令和 7 年 9 月 24 日

目次

1	国際無線障害特別委員会（CISPR）について	4
2	CISPR 会議の開催概要等	6
3	総会審議結果	7
4	各小委員会における審議状況と審議結果	10
(1)	A 小委員会	10
(2)	B 小委員会	10
(3)	F 小委員会	20
(4)	H 小委員会	20
(5)	I 小委員会	20

（参考資料） CISPR 規格の制定手順

（別表 3） CISPR B 作業班 構成員

1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に关心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 41 力国（うち 16 力国はオブザーバー）（注）である。

CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類 規制法令等

高周波利用設備 電波法（型式制度・個別許可）【総務省】

家電・照明機器 電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】

医療機器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

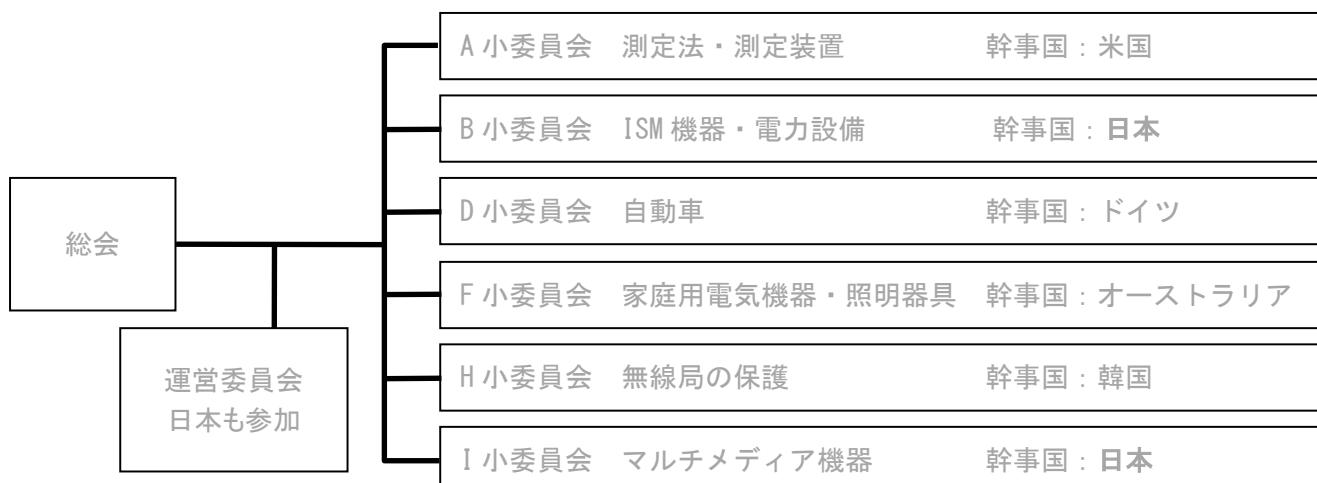
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

（注）オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（ahG）等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	尾崎 覚 (富士電機(株))

I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

2 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 7 年 9 月 15 日から 9 月 19 日までの間、インド ニューデリーにて開催された。(B 小委員会については令和 7 年 9 月 2 日から 9 月 3 日まで、H 小委員会については令和 7 年 9 月 4 日にオンライン会議にて開催された。D 小委員会については 2 年ごとの開催のため非開催である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から 22 名が参加した。

3 総会審議結果

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われた。主な議題のこれまでの審議状況及び審議結果は以下のとおり。また、次回会合は 2026 年 11 月にドイツ・ハンブルグで開催される。

(1) 40 GHzまでの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 における審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のまとまることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では 40 GHz までのサイト校正法やアンテナ校正法及び放射妨害波測定法等について引き続き検討が行われている。F 小委員会では CISPR 14-1 第 8 版に向けた改定作業において、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では WG 8/ahG 9 により作成された 40GHz までの許容値モデルと許容値案をベースとして、共通エミッション規格に許容値を導入する作業が開始された。I 小委員会では、CISPR 32 第 3 版の最新の CD 案に、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値が反映されるとともに、同周波数帯の許容値の改定経緯が情報的付則（Annex M）として追加された。

上記対処方針に対応する審議結果は別途記載予定。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内への影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和5年度の CISPR 総会後、装置数の増加による影響についての検討を行うための作業班 (WG) として CISPR/WG 4 が設立され、下記の3種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の機種の増加による影響

令和5年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。令和6年度の CISPR 総会では、CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなどの関係性のある他のパラメータについても検討中であることが報告された。

上記対処方針に対応する審議結果は別途記載予定。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和3年のH小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会 (NC) より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般的の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（*in situ* におけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で合同作業班 (JWG) を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェックのためのガイダンスを提供するよう提案が行われた (CISPR/1476/DC)。各国への意見照会の結果、JWG 発足が承認され (CISPR/1485/INF)、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和5年7月5日から6日に第1回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・第1回：オスロ会議 (令和5年7月5日-6日)
- ・第2回：オンライン会議 (令和5年10月7日)
- ・第3回：オンライン会議 (令和5年12月4日)
- ・第4回：シドニー会議 (令和6年2月19日-20日)
- ・第5回：ロンドン会議 (令和6年6月25日-26日)
- ・第6、7、8回：Web 会議 (令和6年10月2日、10月9日、11月26日)
- ・第9回：リレサン会議 (令和7年7月31日、8月1日)

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和6年の会議では、A 小委員会に先立って JWG 9 のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正が CD 案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD 修正案へ採用されることになった。

令和 6 年 10 月の A 小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てた CD 案を準備中であることが報告された結果、まず DC 文書として各国意見を照会することとなり、CIS/A/1462/DC として令和 7 年 1 月 24 日に IEC 事務局より配布されている。

本ガイダンスに対しては、B 小委員会 WG 7 に我が国から提案して設置場所測定法 (CISPR 37 CD 文書) に採用されている Preliminary measurement method が盛り込まれる予定となっている。

また、令和 7 年 7 月開催の JWG 9 第 9 回 リレサン会議では、英国から本ガイダンスを TS 化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針の TR 化を支持し、TS 化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。

上記対処方針に対応する審議結果は別途記載予定。

4 各小委員会における審議状況と審議結果

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

(2) B 小委員会

(ISM（工業・科学・医療）機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定)

B 小委員会では、ISM（工業・科学・医療）機器並びに重電産業機器、架空送電線、高電圧機器及び電気鉄道からの無線周波妨害波の抑制に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。B 小委員会には第 1 作業班 (WG 1)、第 2 作業班 (WG 2) 及び第 7 作業班 (WG 7) の 3 つの作業班が設置されている。WG 1 は、ISM 機器からの無線周波妨害波の許容値、標準の測定場における測定方法及び測定の負荷条件等、WG 2 は、電気鉄道を含む高電圧架空送電線、高電圧の交流変電所及び直流変換所等からの無線周波妨害波、そして WG 7 は、ISM 機器の設置場所測定の詳細な方法及び大型大電力機器の測定方法を担当している。

令和 6 年 2 月に、CISPR 11 「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の第 7 版が発行されたことから、将来の改定案に関する審議が開始されている。今回の改定に含まれなかった電気自動車用 WPT に関しては、第 7.1 版に含めることに向けての検討が進められている。それ以外の検討項目に関しては第 7.2 版（あるいは第 8.0 版）を想定して審議を進めるとしている。なお、無線ビーム（空間伝送型）WPT の測定法に関しては公開仕様書（PAS 38）として公開されている。

技術報告書 CISPR TR 18 「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」では、TR 18-1 及び TR 18-2 の改定が計画されている。CISPR 37 「工業、科学、医療用装置からの妨害波の設置場所測定方法及び大型大電力機器の測定方法」は、5 年間のプロジェクト期間で規格が完成できなかったことから、改めて規格の方向性に関する意見照会が行われている。それぞれの審議状況及び審議結果は以下のとおり。

ア CISPR 11 「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の改定

(ア) 審議状況

平成 31 年 1 月の CISPR 11 第 6.2 版の発行に先立ち、B 小委員会では、平成 29 年に各国に対して第 7.0 版に向けた改定作業項目の意見照会が行われ、早期改定が必要な項目をフラグメント化して検討が進められてきた。第 7.0 版の改定では、ワイヤレス電力伝送に関する記述などへの反対により、一旦は FDIS が否決されたものの、その後の修正を経て、令和 6 年 2 月に IS として発行されている。

第 7.0 版の発行後は、令和 6 年 2 月から 4 月の間での WG 1 会議において、検討すべき項目が整理され、すでに別のチームで検討している WPT 関連を除き、項目毎にそれぞれ作業を進めるための少人数のタスクフォース (TF) が設置された。また、令和 6 年 7 月の WG 1 会議では新たに TF が 1 件追加された。これらの項目は第 7.1 版あるいは第 8.0 版を目指して検討を進めてきた。

ahG 3 (既存) : DC 電源ポート

TF2 : 有線ネットワークポート

TF3 : 直流電源ポート

TF4 : GCPC と PCE の用語の正しく一貫性ある使用法

TF5 : CISPR 11 の適用範囲

TF6 : 床置型と卓上型などの定義、最適な試験法

なお、家庭用電子レンジの規格を CISPR 14-1 へ移管したいという提案が F 小委員会よりあり、令和 3 年の B 小委員会総会において移管作業を WG 1 で進めることとしたが、二重作業を避けるため、F 小委員会側の作業が進むまで保留としている。

また、我が国が維持を強く要望していた、第 6.2 版から第 7.0 版への改定時に削除された旧附則書 H に関しては、旧テキストがそのままの形で B 小委員会のダッシュボードに置かれ、「CIS/B Supporting Document」として自由にダウンロード可能となっている。

令和 6 年 11 月の B 小委員会総会では、WG 1 のコンビーナであった Steve Hayes 氏（英国）の B 小委員会議長への就任に伴い、Bernd Jaekel 氏（ドイツ）が WG 1 のコンビーナとなることが承認された。また、WG 1 の活動報告では、メンテナンス課題を以下の TF2 から TF7 に分けて並行して検討中であることが説明された。

TF2：有線ネットワークポートを除く既存の他のポートからのエミッショニ要素は、グループ・クラスごとに異なっているが、有線ネットワークポートも同様とすべきかはまだ結論が出ていない。

TF3：直流電源ポートに関して、最大のエミッションが測定できるセットアップを開発する必要がある。

TF4：GCPC 及び PCE の用語に関して、一貫性のある用語の使用について整理が完了し、次の CISPR 11 の改定に反映する。

TF5：CISPR 11 の適用範囲について、次回の WG 1 で提案が審議される。

TF6：EUT のセットアップについて、床置型と卓上型などの定義、最適な試験法に加え、壁付け型や天井吊り下げ型など他の設置条件についても記述が必要とされており、次回の WG 1 で検討する。

TF7：1-18 GHz の許容値に関しては、CDV 及び FDIS へのコメントから、グループ 2 の機器、とりわけ電子レンジに関して修正を検討する必要があり、次回の WG 1 でいくつかの提案を検討する。

この他、吉岡氏（日本）より、30 MHz 以下の磁界測定でのアンテナ方向について、基本規格の 16-1-4 及び 16-2-3 に合わせて X 方向と Y 方向に Z 方向を加えた 3 方向とすることを WG 1 に提案したい旨の意見があった。

令和 6 年 12 月の WG 1 会議で TF で検討してきたテキストを整理し、DC を回付する方針が了承され、令和 7 年 3 月に以下の 3 件の DC が回付された。

CIS/B/857/DC： グループ 2 機器の 1-18 GHz の許容値

CIS/B/858A/DC： IT 電力網（接地なし）の伝導測定

CIS/B/859/DC： CISPR11 の次版

令和 7 年 7 月の WG 1 会議では、CISPR 11 の次版に向けた検討課題をレビューし、特に、CIS/B/859/DC への個々の NC コメントに対する見解の作成の議論に時間を使ったが、時間切れで作業が完了しなかった。

(1) 審議結果

今年度、B 小委員会は CISPR 総会とは別途、9 月 2-3 日にオンライン会合を開催して審議した。

A ワイヤレス電力伝送システム (WPT)

「エ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の検討」において記載。

B CISPR 11 の全般的な改定

WG 1 コンビーナ Jaekel 氏（独）より、CISPR 11 の改定作業のうち、EV 用 WPT 以外の課題の検討状況が報告された。

WG 1 が担当している課題のうち、①TR 28 の統合、②エミッション最大条件達成方法、③本規格の適用範囲の改定、④住宅環境用の電子レンジの CISPR 14-1 への移管、⑤床置き・壁付け・天井設置機器の測定方法の明確化、⑥グループ 2 機器の 1 GHz 超の測定法の見直し、⑦同じポートが多数ある EUT の合理的な測定法、⑧IT(非接地系)ネットワークの伝導妨害波測定に関する問題などについて検討を進めており、2025 年 3 月に 3 件の DC 文書を回付し各国から意見を聞いた段階である。2025 年 11 月以降に会合を開催し審議を進める。

また、大型医療機器の 1 GHz 超の測定において、ターンテーブル上への吸収体の設置が困難となるなどの状況が課題として報告されており、1 GHz 超の周波数でのハイトスキャン（現在は行っていない）も検討している。今後 A 小委員会と連携して課題に対処したいとの報告があり、大型機器の 1 GHz を超える周波数での試験場測定法に関して、WG 1 が A 小委員会へ連絡することとした。

イ 技術報告書 CISPR TR 18 「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」の改定

(7) 審議状況

令和元年の CISPR 上海会議以降、220~765 kV 送電線における無線障害の巡回試験(RRT)の結果等が提供されており、これまで中国における 1000 kV 送電線の無線干渉(RI) プロファイルを TR 18-1 の附則へ追加することや、関連文書の参考文献への記載等の提案がなされている。

新型コロナウイルスの影響により令和 2 年～令和 4 年の間は WG 2 の開催は見送られていたが、令和 5 年の B 小委員会総会から活動が再開され、新たな課題案として、スマートパワーグリッドに関するギャップ分析及び環境の見直し項目の提案がなされている。

令和 6 年 10 月の WG 2 会議では CISPR TR 18-1 及び 18-2 のメンテナンス作業の開始の賛否を問う Q 文書 (CIS/B/847/Q) の回付の報告があった。これに対し、田邊氏（日本）より、TR 18-1 に関する懸念事項として、無限長の単導体に関するシミュレーション結果の E/H 比が 120π と一致しないことが示されていること、ロッドアンテナ導入に関する懸念事項として、実測データの違い、統計分布の違い、草木の影響、雨滴によるアンテナ先端からの放電など、が指摘された。また、新たな課題については、TR 18-2 の適用範囲外となっている LV、電力ケーブル、スマートパワーグリッドの検討が提案された。太陽光発電設備からの EMC に関するガイドラインの情報が提供されたが、この問題は次回の会合で議論することになった。

令和 6 年 11 月の B 小委員会総会では、WG 2 の今後の活動内容に関する Q 文書を回付していること、WG 2 会合にて上記の新しい作業項目を検討したことなどが報告されており、Q 文書はその後可決され、TR 18-1、TR 18-2 のメンテナンス作業を行うことが承認されている。

令和 7 年 4 月の WG 2 会合においては、WG 1 ahG 3 議長の吉岡氏（日本）より、LVDC システムの EMC 要件について、WG 2 との連携したい旨の依頼があり、WG 2 議長は、1 kVA 未満の LVDC が WG 2 のスコープかどうか確認することとなった。また、TR 18-1 および TR 18-2 のメンテナンスについては、田邊氏（日本）をプロジェクトリーダーとし、三塚氏（日本）、Li NI 氏（中国）Ahn 氏（韓国）をメンバとするメンテナンスチームを発足させる方向となつた。

令和 7 年 7 月の WG 2 会合では、TR 18-1、18-2 のメンテナンスに向けて

Review Report (RR) の案の提示と、TR 18-1 は 1000 kV 架空送電線のデータや無限長の単導体における E/H 比に関する最新情報の追加、TR 18-2 は、誤記や軽微な文章の修正のみ行う方針、および早期に RR を CISPR B 小委員会幹事に送付して回付することを含む作業計画が提案された。これに対し、WG 2 議長は、ロッドアンテナの適用に関する記述を追記すべきと主張するとともに、次回 CISPR B 小委員会総会で現在令和 7 年となっている TR 18-1 および TR 18-2 の定期日の延長を依頼し、スケジュールを見直すことを提案した。ロッドアンテナの導入とスケジュールの見直しについては、次回会議にて、再度議論することとなった。

(イ) 審議結果

WG 2 コンビーナ Ahn 氏（韓国）より活動状況が報告された。CISPR TR 18-1 及び TR 18-2 の改定作業については、田邊氏（日本）をプロジェクトリーダー候補として、作業開始の準備を進めているが、TR 18-2 については技術的な反対意見があり、議論中であることが報告された。

一方、コンビーナは新規検討項目としてスマートグリッドと電気鉄道に関する課題を検討していると報告した。

議長は、TR 18-1 と 18-2 の改定作業については進めるべきとした。一方で、CISPR 運営委員会で課題とされた改定作業のみの WG を MT（メンテナンスチーム）へ移行すべきとしたことを根拠に、WG 2 を MT へ変更することを提案し、反対なしで合意された。なお、WG 2 コンビーナの提案した新規課題については、別途提案があれば WG を設置できるとした。

ウ WG 7 (ISM 機器の設置場所測定法及び大型で大容量大電力装置の測定法)

(ア) 審議状況

平成 28 年の CISPR 杭州会議において、中国、韓国からの要望を受けて、設置場所測定及び大型大容量（大電力）装置測定に関する検討のためのアドホックグループとして ahG 5 及び ahG 6 が設置され、検討を開始した。その後、令和元年 10 月の CISPR 上海会議において、現行の CISPR 11 では設置場所（in situ）での測定が必要となる大型・大容量の ISM 機器に関する測定方法が明確でないことから、ahG 5 及び ahG 6 を統合して新たに第 7 作業班（WG 7）が設置された。また、設置場所でも試験場でもないが、一定の要件を満たす場所を defined site として新たに定義し、その測定方法の検討も並行して進めることとなり、これらを盛り込んだ新たな規格として CISPR 37 を作成することとなった。defined site の評価方法として、日本が提案したサイト挿入損失（SIL : Site Insertion Loss）法が採用され、日本のエキスパートが事務局となって各国へ巡回試験（RRT）の実施が要請された。

WG 7 では、大型/大電力の定義の数値化等による明確化や、クラス B 機器に対する測定法、EUT 近傍での放射妨害波試験法、基準距離 10 m に対する換算方法、30 MHz 以下の伝導妨害波試験法、許容値案が検討されており、これらの検討結果を盛り込んだ DC 文書が令和 2 年に各国へ照会されている。また、上記 DC 文書に対して各国意見を取り入れた第 1 CD (CISB/783/CD) が令和 3 年 9 月に各国へ回付されている。

活動当初の WG 7 で確認及び合意した重要事項は、以下の通りである。

- ① この規格は標準の試験場では試験できない ISM 機器に適用する。
- ② この規格は機器の最終設置場所と使用場所における in situ 測定、及び defined site 測定での atypical equipment (非定型機器) の測定を扱う。
- ③ 当面、WG 7 では 150 kHz~1 GHz の周波数範囲に限定して検討を進める。

- ④ CISPR 37 では新しい許容値は導入しない。
- ⑤ CISPR 11 との一貫性を考慮する。in situ 測定に関して当面 CISPR 11 では CISPR 37 を参照する関係としておき、CISPR 37 が明確になった段階で議論する。

新たに提案された defined site の評価方法及び測定法は第 1 CD には盛り込まれたものの、その内容に対するスタンスは各国の間で大きく分かれ、長期の議論を要すると判断されたため、defined site については CISPR 37 の第 1 版には盛り込みます、今後の修正票もしくは第 2 版以降への反映に向けて継続議論していくことが合意された。

令和 4 年の B 小委員会サンフランシスコ会議以降、in situ 測定におけるクラス B 許容値を検討するためのタスクフォース (TF2) や、in situ 測定を簡便化するためのプレスキヤン測定法を検討するためのタスクフォース (TF3) などが立ち上げられ、第 2 CD の発行に向けて精力的な活動が行われ、令和 5 年 2 月には第 2 CD 案（第 1 版）が回付された、この第 2 CD 案に対しては、各國から多くのコメントが出され、特に簡潔さを求める意見が多く、令和 5 年 4 月の WG 7 バルセロナ会議での議論の後に、CISPR 16-2-3、16-2-1、TR 16-2-5 を基にした簡潔な内容の第 2 CD 案（第 2 版）が WG 7 メンバへ回付された。第 2 CD 案（第 2 版）に対しても、カナダ、ドイツを中心に反対意見が挙がったが、その後の WG 7-オンライン会議において合意に至り、第 2 CD 案 (CIS/B/826/CD) が各国内委員会 (NC) へ回付された。

なお、本プロジェクトは 5 年のプロジェクト期限内に IS を発行することが困難な見込みとなったことから、新たに NP を発行して活動を継続するために、令和 6 年 4 月の WG 7 済州島会議で議論が行われ、新たな NP とその後の活動方針に関して、以下の重要事項が合意された。

- ① 次回の B 小委員会総会に NP を提出してプロジェクト継続の承認を得る。
- ② 規格本体は第 2 CD 案及び基本規格 (CISPR 16-2-3、CISPR/TR 16-2-5、CISPR 16-2-1) をベースとして、製品に共通な事項にシンプル化し、製品ごとに固有の事項は、附則に事例集 (Use Case) としてまとめる。
- ③ 新規に技術提案する事項については、エビデンスを示す「技術寄書」を必要とする。「技術寄書」のフォーマットは別途提供される。

本合意では、NP 発行に向けた CC 文書完了および構成の再構築に向け、12 のアクションアイテムが計画され、この中には我が国で検討された高周波利用設備の設置場所測定における事前測定方法 (Preliminary measurement method) などの測定手法の提供や、これらを含む我が国の「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」を事例集の一つとすることなどが含まれられた。なお、高周波利用設備の設置場所測定における事前測定方法は、A 小委員会 JWG 9 での「迅速なエミッション確認法」でも我が国より提案しており、設置後のシステム全体からのエミッション測定法として効果を訴求している。

令和 6 年 10 月の WG 7 シンガポール会議では、第 2 CD 案に対するコメントの審議及び NP 発行やプロジェクト継続計画について議論が行われ、日本より、「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」に関する情報提供や CD 案に対する提案が行われた。続く 11 月の CISPR B 小委員会総会では、シンガポール会議までの活動報告と、今後のタスクフォース活動として、Defined site に関する TF は吉岡氏（日本）、許容値の検討の TF は Kevin 氏（ドイツ）、Preliminary measurement method に関する TF は田島氏（日本）、許容値の変換係数に関する TF は Remi 氏（ドイツ）が、それぞれリーダとなることがアナウンスされた。また、総会では新たな提案として、新規格を CISPR 37 として一本化するのではなく、in situ 測定法と defined site 測定法との二本立てとすべきとの意見や、CISPR 37 の目標とする発行形態を IS とするのではなく、TS または TR を目指すべきという意見があった。

令和 6 年 11 月の総会においては最終的に以下の 2 点が合意され、これに基づく DC 文書 (CIS/B/862/DC) は令和 7 年 4 月に回付された。

- (1) 各国 NC への情報提供のため、WG 7 作成の CC に対する審議結果を INF 文書として回付する。
- (2) WG 7 で DC 文書案を用意し、目指すのは IS か、TR か、TS かを問う。また in situ 測定法と defined site 測定法を別文書としてまとめるかを問う。

令和 7 年 7 月 29 日、30 日に開催された WG 7 オンライン会議では、DC 文書に対する各国 NC コメントに基づき議論が行なわれ、以下の 6 点が合意された。

- ① 規格文書を 37-1(in-situ) と 37-2(defined site) の 2 つの文書に分割する
- ② In-situ 測定に関する作業から開始し、その後 Defined site 測定を扱う
- ③ IS として成立させることを目指す
- ④ 次期 CISPR 37 プロジェクトは第 1 CD と第 2 CD を統合して構成する
- ⑤ 規格本文の測定要件および測定方法を扱う TF として新たに TF5 (リーダー 田島氏) を発足させる
- ⑥ 後継プロジェクトを予備業務項目 (PWI) として開始することを B 総会に提案する

(1) 審議結果

WG 7 コンビーナ Ye 氏 (中国) より活動状況が報告された。

- ・WG 7 は大型大電力機器の in-situ 測定法に関する新規格 CISPR 37 の策定に向けて活動したが 2024 年にプロジェクトは 5 年の活動期限を迎えることとなり、一旦キャンセルとなった。
- ・活動再開に向けて 862/DC により各国の意見を収集し、2025 年 7 月末に開催した WG 7 会合で、①in-situ と defined site で文書を分割すること、② in-situ の策定を優先すること、③IS 化を目指すこと、の 3 つの方針を決定。
- ・作業は PWI (Preliminary Work Item) 段階から開始することを合意。
- ・また課題毎に設けた TF の構成と各 TF の活動状況が報告された。Defined site に関する TF1 (リーダー : 吉岡氏)、許容値に関する TF4 (リーダー : Remi 氏)、測定要件に関する TF5 (新設・リーダー : 田島氏) が現在活動中である。
- ・TF4 の会合を 2025 年 9 月と 12 月に予定。TF5 の会議は 2026 年 2 月に予定。それぞれ担当する規格草案を作成することになった。また、WG 7 次回会合は 2026 年 4 月に予定すると報告された。
- ・CISPR 37 の規格構成が示され、基本的には CISPR 11 と同一の構成とすることが提案された。

議長は PWI 文書が回付される予定であることを補足した。(その後 2025 年 9 月に回付済み。)

エ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の検討

(7) 審議状況

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

CISPR 11 「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の第 6 版 (平成 27 年 6 月発行) より、規格の対象にワイヤレス電力伝送システム (WPT) が加えられた。ただし電気自動車 (EV) 用の充電器など CISPR 11 がこれまで漏えい電波強度の許容値を規定してきた周波数範囲の下限である 150 kHz より低い周波数帯を利用して電力の伝送を行うものの実用化が期待されていることから、これらの機器に適する測定法及び許容値を規定する改定が必要となった。

そこでこれを検討するアドホックグループ（ahG 4）のリーダー（コンビーナ）を我が国のエキスパートが務め、IEC TC 69（電気自動車）と連携しつつ、EV 用 WPT に関する CISPR 11 の改定について検討を行っている。

平成 31 年 4 月の WG 1 ヴェルス中間会議では、以下が結論付けられた。

- ① コモンモード測定の適用には問題点が多いため取り下げとし、代わりに、30 MHz 以下の電界測定を磁界測定の補足として追加する。
- ② 150 kHz～30 MHz の許容値は、無線業務データベースのパラメータを使って CISPR TR 16-4-4 の評価を行うと、長波/中波の音声放送は現行クラス B 許容値より緩くなり、短波帯アマチュア無線に対しては厳しくなること、アクティブループアンテナの測定限界などを加味して、150 kHz から 5.6 MHz までは従来のクラス B 許容値と同じとし、5.6 MHz から 30 MHz までは従来クラス B 許容値よりも厳しい -10 dB μ A/m の一定値とする。この議論の経緯は情報的附則に記述する。

一方、ITU-R SG 1 では既存の無線通信業務と調和した WPT の利用周波数の研究が進められており、令和元年には EV 用 WPT の利用周波数に関する勧告 ITU-R SM. 2110-1 が、モバイル・可搬型 WPT の利用周波数に関する勧告 ITU-R SM. 2129-0 が、発行されている。そこで、許容値を EV 用 WPT の利用周波数に関する ITU-R 勧告と整合させた CDV (CIS/B/737/CDV) が令和 2 年 2 月に回付されたが、本 CDV に対しては高調波領域 (150 kHz～30 MHz) における許容値案に対する反対意見が多く、否決された。しかし、測定法の記述などは完成度が高まっていることもあり、規格案を以下の 5 つのフラグメントに分割して順次検討する手法に方針が転換された。

- (1) 定義・測定法
- (2) 放射許容値 (9～150 kHz)
- (3) 放射許容値 (150 kHz～30 MHz)
- (4) 3m 以上の接続ケーブルを持つ場合の 30 MHz 以下電界強度測定の導入
- (5) 伝導許容値 (9～150 kHz)。

第 1 フラグメントである「定義・測定法」のうち、WPT に特有の用語と定義については、塚原氏（日本）が中心に全体の見直しを実施し、コンビーナから事前に案が提示されたことで、議論が収束した。一方、測定法については、既に SAE 規格 (J2954) として EV 用 WPT の試験規格の運用が開始されている米国から、SAE 規格とは異なる試験配置等に関して意見が出された。これに対し、CISPR の規格案での試験方法は、1 GHz までの不要発射の最大値の測定に着目するものであるとの説明がなされ、米国も了承し、令和 3 年 1 月の ahG 4 会議にて本フラグメントを CDV に進めることを合意して、その後可決された。なお、英国及び IARU は、技術的な内容への反論ではないが、CDV 化をフラグメントごとに進める方法には反対し、特に許容値の関わるフラグメントはまとめて作業を進めるべきと主張した。

第 2 フラグメントである「9 kHz から 150 kHz における放射妨害波許容値」については、令和 3 年 4 月に開催された ahG 4 会議にて作業文書が審議された。先に否決された CDV (CIS/B/737/CDV) では、EV 用 WPT の利用周波数帯として 19–21 kHz 及び 79–90 kHz が想定されていたが、19–21 kHz に対して CISPR TR 16-4-4 の確率モデルによって計算された許容値では、19. 95–20. 05 kHz にある標準周波数報時業務に干渉することが明らかとなり、利用周波数をシフトする案などが提案された。しかし、19–21 kHz の提案元である韓国は、ITU-R 勧告にて 19–21 kHz の利用が認められていることを盾に主張を譲らなかった。この問題の根本原因は、ITU-R SG 1 において EV 用 WPT の利用周波数のガイダンス周波数を審議した際、3 次高調波 (60kHz) が自国の標準周波数報時業務に混信を与えることを懸念して保護を強硬に求めた英国と、提案元の韓国とが、勧告採択の場で技術的に矛盾を孕んだ妥協を図ったこと

に由来していることから、CISPR では独自の結論を下すのではなく、ひとまずそれらの異なる主張を両立できる案を合意すべきと判断され、これらを踏まえた CD 案が合意に至っている。

令和 3 年 11 月の B 小委員会総会では、CISPR 11 全体に対する 7 件のフラグメントのうち、可決済みの 6 件のフラグメントと、同じく CDV が可決済みである EV 用 WPT の第 1 フラグメントの計 7 つのフラグメントをまとめて CISPR 11 第 7 版の FDIS として発行し、併せて第 7.1 版の作業計画を提案して承認を求めた。これに対して、EBU や IARU など一部の委員が、WPT に関するドラフトは別扱いすべきで、それを構成する全てのフラグメントが完成するまで FDIS としての回付は保留すべきとの意見を表明し、議論の後に CISPR 議長が仲裁して、7 つのフラグメントをまとめた FDIS を回付した後で、その結果をみて次の段階の作業計画を立てる、すなわち次期計画の検討は FDIS 後に先送りする妥協案で合意した。しかし、新たな許容値の提案を先送りして測定法だけを規格に盛り込むことに反対する意見が多く、FDIS は否決された（7 (2) ア参照）。翌年の令和 4 年 11 月のサンフランシスコ B 小委員会総会では、否決された FDIS の対応が議論され、作業はフラグメントに分割して行うことで合意されているが、投票はまとめて行うべきとの意見があった。また、まとめる方法や段階についても意見が分かれたため、Q 文書（CIS/B/816/Q）により各国の意向が確認され、最終的に EV 用 WPT に関する全てのフラグメントが揃った段階で 1 本の CDV にまとめる方針となった。

令和 4 年 5 月の ahG 4 会議では、第 3 フラグメント「30MHz 以下の電界強度測定法」の検討に着手し、CD 文書草案作成のため、塚原氏（日本）をリーダとした TF が立ち上げられている。

なお、令和 5 年に入り、IEC SMB より、5 年を超えるプロジェクトを廃止するルールを厳格化するとの通知があり、EV 用 WPT プロジェクトはこの期限を大幅に超えていたため、令和 5 年 6 月末で一旦プロジェクトは廃止された。しかし本課題の重要性は各国とも認識されており、9 月に改めて RR 文書（CIS/B/828/RR）を回付し、作業を再開させている。

令和 5 年 11 月の B 小委員会総会では、作業は引き続き 5 つのフラグメントに分割して進めること、完成済みの第 1 フラグメント（定義と測定法）と第 2 フラグメント（9-150 kHz の放射許容値）を一体にした CD を回付すること、令和 6 年の早期に第 3 フラグメント（150 kHz～30 MHz 放射許容値）の検討に入ること、などが報告され、了承された。令和 6 年 3 月には、上記 CD 文書案が作成され、次のステップとして第 2 CD を回付することが合意された。またこの会議では、本規格の適用対象を、それまで対象としていた、構内専用の AGV や自動草刈り機など様々な電動車両を含む広義の「EV」から、より狭義の「Electric Road Vehicles」のみとすることが決定され、公道を走行する EV の EMC 要件の規格化を最優先とすることに合意した。

なお、令和 6 年 2 月に各委員会への指示として、新たな許容値の設定または許容値の改定を行う際に、CD 段階において H 小委員会へ照会を行うべき旨の文書（CISPR/1526/INF）が発せられており、これを受けて B 小委員会では、EV 用 WPT の許容値を含む CD 文書（CIS/B/839/CD）を H 小委員会に照会している。また、フランスからは、150kHz 以下の無線システムに関して、NATO 調整バンドが存在するので、VLF バンド（10-30 kHz）で -25 dB μ A/m、LF バンド（30-100 kHz）で -30 dB μ A/m という極めて低い許容値の要求があり、タスクフォースを新たに設置して検討することになった。

翌年、令和 6 年 11 月の B 小委員会総会では、以下の活動状況が ahG 4 コンビーナより報告された。

- ・ 第 1、第 2 フラグメントをまとめた CD を CIS/B/839/CD として回付。これに対し、P メンバ 8 か国から 90 件のコメントがあった。
- ・ ahG 4 では、CD に対するコメントの対応を審議し、第 2 CD の案を作成し

た。許容値に関する一部のコメントへの対応は、新たに設置されたタスクフォースの結論を待って行う。

- ・ 第2 CD案では、作業範囲を「道路を走行するEVの充電システム」に限定して集中的な作業を行うことが合意された。
- ・ 第3 フラグメントについては令和6年末までに ahG 4 内で案を回付する。
- ・ 第4 フラグメントは、机上検討は進んでいるが、それを裏付ける測定データの収集が遅れている。また、第5 フラグメントは未着手の状況である。
- ・ 以上から、コンビーナは作業計画を変更し、まず第1から第3 フラグメントをまとめて CDV、そして FDIS へ進めることを提案した。

ahG 4 の活動方針について、B 小委員会議長から意見が求められたが、反対意見はなかった。これを受け、第1から第3までのフラグメントをまとめた CISPR 11 第7.0版修正票1 (Amendment1) の作成を最優先で進める方針が合意され、第4及び第5のフラグメントについては先送りすることとなった。

また、CISPR 議長より、共通規格を検討中の H 小委員会との情報交換が必要と述べたことに対し、H 小委員会副議長の Martin Wright 氏（英国）は、B 小委員会からの要請 (CIS/B/839/CD) に基づいて H 小委員会で検討が行われ、結果を返す段階である、との回答があった。

令和7年5月に開催した ahG 4において、第1+第2 フラグメントのドラフトは第2 CDとして回付されることが決定され、CIS/B/863/CD が8月22日をコメント期限に回付された。また、7月に開催した ahG 4 では、フラグメント3 のドラフトを CD として回付することが決定された。現在の作業計画では、フラグメント1、2、3 をまとめた CDV が回付できる段階は令和8年になる。

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置（ビーム WPT）の要件

EV用WPTとは別に、平成29年10月の第1作業班 (WG 1) ウラジオストク会議において米国から、10 m 程度までの離隔にて電力伝送が可能な方式のWPTを「WPTAAD (WPT At A Distance)」として CISPR 11 の対象として明示的に含めるため、「無線周波エネルギーを局所的に使用するもの」と規定されている ISM 機器の定義を拡張する等の修正意見があった。平成30年の釜山会議では、我が国より、日本は無線通信と共通の原理を使用しているため、WPTAAD と無線通信を区別するのは難しいという懸念を表明した。このため B 小委員会議長は、令和元年10月の上海会議 WG 1において米国を中心にタスクフォース (TF) を設置して作業文書の作成を指示した。これには ①915 MHz 帯域の処理方法、②ISM 応用に焦点、③既存の無線サービス及び Wi-Fi などの短距離無線通信機器 (SRD) との共存を評価、④他の小委員会と協力、⑤相互変調/混変調の影響の考慮、が含まれた。

令和2年6月の WG 1 中間会議以降、測定法の追記も含む具体的な規格の改定案が審議されており、最大出力となる送受信間距離など、ビーム WPT 特有の動作条件などが考慮された測定法などが議論されてきた。我が国は一貫してビーム WPT は無線機器として扱うべきと主張しており、オランダからは、欧州もその方向で議論されている、とのコメントがあった。

TF ではこれらの議論を考慮し、以下の検討を行うことになった。

- (1) 最大電力を測定する試験手順を明確にする。
- (2) ターンテーブル上で異なる離隔距離での試験が WPT の動作最大距離に対して有効で再現性ある結果を提供できるかを判断する。
- (3) CISPR 11 に基づく WPT の試験と、米国連邦通信委員会規則に基づく WPT の試験との相違点と類似点を特定する。等。

なお、ビーム WPT は、当初 CISPR での議論では「WPTAAD」の略称が用いられていたが、ITU-R の表記に合わせて「Radio Beam WPT」に置き換えられた。

令和4年1月に投票が行われた CISPR 11 第7版の CDV (CIS/B/778/CDV)

は反対なく承認されが、その後、他のフラグメントとまとめて回付された FDIS は否決された（7 (2) ア参照）。そこで、令和 4 年 11 月のサンフランシスコ会議の B 小委員会総会において、ビーム WPT は CISPR 11 第 7.0 版には含めない方針が確認された。しかし、米国からの早期規格化の要求により、本件を単独で公開仕様書（PAS）として早期に発行することとなった。

PAS の原案作成は WG 1 で行われ、令和 6 年 3 月には CD 案（CIS/B/840/CD）が回付、令和 6 年 7 月の WG 1 会議では DPAS 発行が承認され、令和 7 年 1 月に DPAS が回付された。また、4 月には PAS 38 として規格化が完了している。なお、本文書の適用範囲には「無線ビームワイヤレス電力伝送デバイスは、無線機器として分類されていない場合にのみ、このドキュメントの範囲に含まれる。」と明示されている。

なお我が国では、ビーム WPT は無線設備（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム）として制度整備されているため、本規格は我が国では適用されない。

(1) 審議結果

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

ahG 4 コンビーナ久保田氏より活動報告された。

- ・ CISPR 11 第 7 版 修正票 1 (AMD 1) に向けて、EV 用 WPT の EMC 要件を検討中。5 つに分割したフラグメントのうち F1+F2 は第 2 CD を回付済み（コメント総数 132 件）。
- ・ また、7 月の ahG 4 会合では、F3 の CD の回付を合意した。
- ・ F1、F2、F3 を CDV レベルに成熟させ、まとめた 1 本の CDV を来春に回付することを目標した。
- ・ F4 (30MHz 以下の電界測定の導入) については TG で検討してきた。シミュレーション結果から電界測定は不要と思われるが、追加データとモデル改善に引き続き取り組む。
- ・ F4 と F5 は作業が遅れており、それぞれ別の CDV を発行予定。
- ・ 次回 ahG 4 会合を令和 7 年年 10 月にオランダ フローニンゲンにてハイブリッド開催予定。

B 小委員会議長から、F3 の CD の発行予定の確認があり、9 月すぐに回付予定で、それに対する各国コメントの審議は 12 月かまたは来年早々に行う予定であると久保田氏より回答があった。

また、EBU 代表から、許容値算出モデルは同じ CISPR TR 16-4-4 を用いるため、F1+F2 の議論と F3 の議論を並行すべきでなく、F1+F2 の議論が収束するまで、F3 の CD 回付は延期すべきとの意見提起があったが、B 小委員会議長から 100% の合意は難しいが CD 回付は予定通り進めるべきであり、次回会合でモデルに関する意見があった場合は F3 も同様の修正を検討する可能性の指摘があった。EBU 代表からは、内容が重複するものを同時並行で議論することで、整合しなくなることに関する懸念が述べられたが、CISPR 議長から、モデルは他の小委員会でも利用されており、同時に回付すること自体はルール上問題ないこと、また、実務的には同じコメントを 2 回議論することになるため、非効率であると指摘があった。

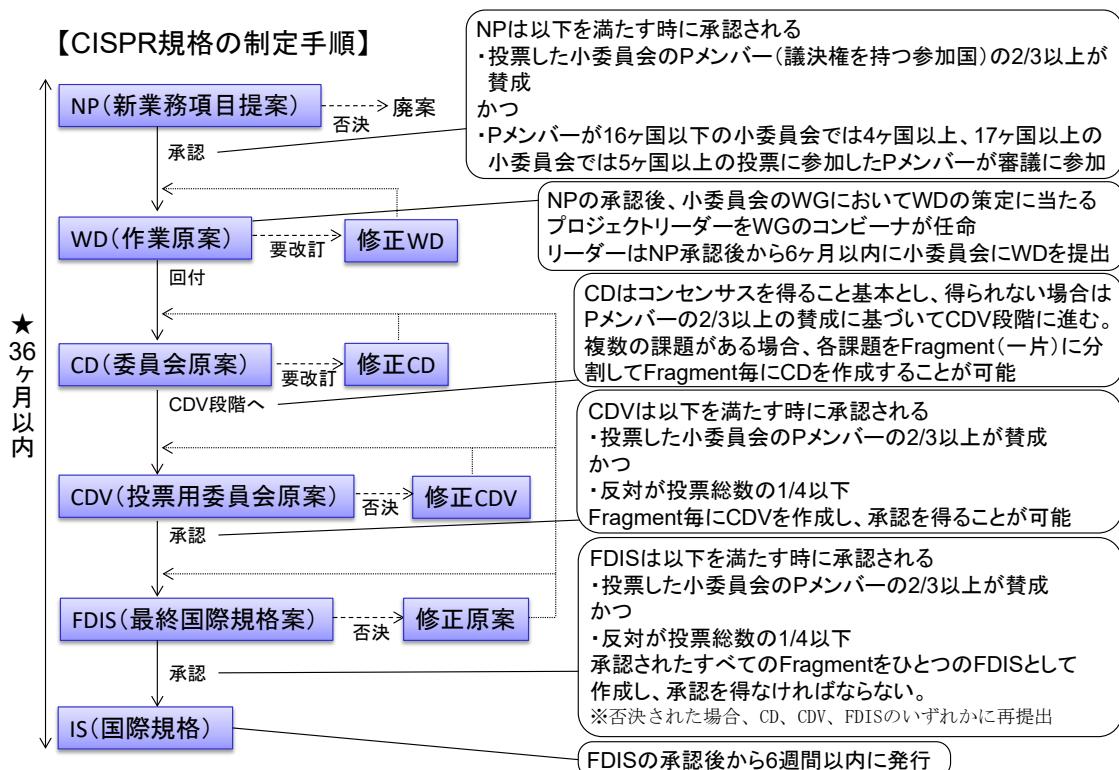
以上の議論を経て、F3 の CD は予定通り回付が確認され、10 月の会合で許容値算出モデルの議論が行なわれる（既に回付済み。）。

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件

PAS 38 が 2025 年 4 月に公開された。議長は、PAS 38 の将来計画について、PAS はあくまで暫定的な文書であり、今後 CISPR 11 への統合に向けた議論が必要と指摘した。ただし今後 12 か月間は決定を延期し、次回総会において再検討する方針を示し、了承された。

- (3) F 小委員会
(家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)
- (4) H 小委員会
(無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定)
- (5) I 小委員会
(情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定)

CISPR 規格の制定手順



<上図及び本文中に記載の略語>

- NP : 新業務項目提案 (New Work Item Proposal)
- WD : 作業原案 (Working Draft)
- DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)
- CD : 委員会原案 (Committee Draft)
- CDV : 投票用委員会原案 (Committee Draft for Vote)
- FDIS : 最終国際規格案 (Final Draft International Standard)
- IS : 國際規格 (International Standard)

<その他本文中に記載の略語>

- ACEC : 電磁両立性諮問委員会
(Advisory Committee on Electromagnetic Compatibility)
- AGV : 無人搬送車 (Automated Guided Vehicle)
- ahG : アドホックグループ (ad hoc Group)
- ALSE : 電波吸収体を備えたシールドルーム
(Absorber-Lined Shielded Enclosure)
- ANSI : 米国規格協会 (American National Standards Institute)
- APD : 振幅確率分布 (Amplitude Probability Distribution)
- atypical equipment : 非定型機器
- Auxiliary port 測定 : 補助ポート測定
- BER : ビット誤り率 (Bit Error Rate)
- CC : CDに対するコメント集 (Compilation of Comments on CD)
- CIGRE : 国際大電力システム会議
(Conseil International des Grands Réseaux Électriques)

CISPR : 国際無線障害特別委員会

(Comite international Special des Perturbations Radioelectriques)

C-SAM : コンパクト標準アンテナ法 (Compact Standard Antenna Method)

DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)

defined site : 設置場所でも試験場でもないが、一定の要件を満たす場所

DPAS : 公開仕様書原案 (Draft Publicly Available Specification)

DTR : 技術報告書原案 (Draft Technical Report)

EBU : 欧州放送連合 (European Broadcasting Union)

E/H 比 : 電磁比 (ElectroMagnetic ratio)

EM クランプ : 電磁クランプ (ElectroMagnetic clamp)

EMC : 電磁両立性 (ElectroMagnetic Compatibility)

EN : 欧州規格 (European Norm)

ETSI : 欧州電気通信標準化機構

(European Telecommunications Standards Institute)

EUT : 供試装置 (Equipment Under Test)

EV : 電気自動車 (Electric Vehicle)

FAR : 全無響電波暗室 (Fully Anechoic Room)

FCC : 連邦通信委員会 (Federal Communications Commission)

FFT : 高速フーリエ変換 (Fast Fourier Transform)

GCPG : 系統連系電力変換装置 (Grid Connected Power Conditioners)

GNSS : 全球測位衛星システム (Global Navigation Satellite System)

HV : 高電圧 (High Voltage)

IARU : 国際アマチュア無線連合 (International Amateur Radio Union)

IEC : 国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission)

IEEE : 米国電気電子学会 (Institute of Electrical and Electronics Engineers)

IM : 相互変調 (Inter Modulation)

INF : 参考文書 (Document for Information)

in situ : 設置場所

ISH : 解釈票 (Interpretation Sheet)

ISM : 工業・科学・医療 (Industrial, Scientific and Medical)

ITU-R SG 1 : 国際電気通信連合 無線通信部門 第1研究委員会

(International Telecommunication Union – Radiocommunication Study Group)

ITU-R SG 6 WP 6A : 国際電気通信連合 無線通信部門 第6研究委員会 6A作業部会

(International Telecommunication Union – Radiocommunication Working Party)

JahG : 合同アドホックグループ (Joint ad hoc Group)

JWG : 合同作業班 (Joint Working Group)

LF : 長波 (Low Frequency)

LVDC : 低電圧直流 (Low Voltage Direct Current)

LV : 低電圧 (Low Voltage)

MF : モードフィルタリング (Mode Filtering)

MT : メンテナンスチーム (Maintenance team)

NATO : 北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization)

NC : 国内委員会 (National Committee)

OATS : オープンサイト (Open Area Test Site)

PAS : 公開仕様書 (Publicly Available Specification)

PCE : 電力変換装置 (Power Conversion Equipment)

PER : パケット損率 (Packet Error Rate)

Preliminary measurement method : 事前測定方法

PWI : 予備業務項目 (Preliminary Work Item)

Q : 質問票 (Questionnaire)

RF : 無線周波数 (Radio Frequency)
RI : 無線干渉 (Radio Interference)
RQ : 質問票回答結果 (Report on Questionnaire)
RR : レビュー報告書 (Review Report)
RRT : 巡回試験 (Round Robin Test)
RVC : CDV 投票結果 (Result of Voting on CDV)
SAC : 電波半無響室 (Semi Anechoic Chamber)
SAE : 自動車技術者協会 (Society of Automotive Engineers)
SC : 小委員会 (subcommittee)
SFTS : 標準周波数・報時業務 (Standard Frequency and Time signal Service)
SMB : 標準管理評議会 (Standardization Management Board)
SIL : サイト挿入損失 (Site Insertion Loss)
SRD : 短距離無線通信機器 (Short Range Devices)
SVSWR : サイト電圧定在波比 (Site Voltage Standing Wave Ratio)
SyC : システム委員会 (System Committee)
TC : 専門委員会 (Technical Committee)
TD : タイムドメイン (Time Domain)
TF : タスクフォース (Task Force)
TR : 技術報告書 (Technical Report)
Use Case : 事例集
VLF : 超長波 (Very Low Frequency)
VNA:ベクトルネットワークアナライザ (Vector Network Analyzer)
VHF-LISN : VHF 帯電源線インピーダンス安定化回路網
(Very High Frequency-Line Impedance Stabilization Network)
WG : 作業班 (Working Group)
WPT : ワイヤレス電力伝送 (Wireless Power Transfer)
WPTAAD : WPT At A Distance
UN-R10 : 国連規則第 10 号 (UN Regulation No. 10)
2AM : 2 アンテナ法 (Two Antenna Method)

CISPR B 作業班 構成員 名簿

(令和7年9月24日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏名		主要現職
主任	久保田 文人	(一財) テレコムエンジニアリングセンター 参与
主任代理	田島 公博	NTT アドバンステクノロジ(株) マテリアル&ナノテクノロジ・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC センタ 室長 (主席技師)
"	塚原 仁	(一財) 日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
"	中村 一城	(公財) 鉄道総合技術研究所 情報通信技術研究部 通信ネットワーク 研究室長
構成員	有田 泰之	電気興業(株) 営業統括部 高周波営業部 営業1課
"	安藤 奕治	電気事業連合会 情報通信部 副部長
"	石黒 信一	(一財) 電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC センター
"	井上 博史	(一社) 日本電機工業会 技術戦略推進部 重電・産業技術課
"	井上 正弘	(株) 東陽 EMC エンジニアリング 委託技術顧問
"	上田 和弘	(一社) 日本電機工業会 電子レンジ技術専門委員会
"	尾崎 覚	富士電機株式会社 インダストリー事業本部 事業統括部 グローバルビジネス戦略室 技師長
"	笠井 昭俊	超音波工業会 技術委員会
"	加藤 千早	(一財) 電波技術協会 技術顧問
"	金子 裕良	(一社) 日本溶接協会 電気溶接機部会アーク溶接機小委員会 委員
"	河瀬 昇	富士電機株式会社 インダストリー事業本部 事業統括部 グローバルビジネス戦略室 事業戦略課 主任
"	木下 正亨	(一社) 電子情報技術産業協会 ISM EMC 専門委員会
"	栗原 治弥	(一社) 日本工作機械工業会 CISPR 委員 (株) 牧野フライス製作所 EDM 事業部 開発部 電源開発課 スペシャリスト
"	佐藤 竜一	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部電気ネットワーク部門 通信ユニット
"	竹内 恵一	(公財) 鉄道総合技術研究所 情報通信技術研究部 通信ネットワーク 主任研究員
"	田邊 一夫	日本大学 理工学部理工学研究所 上席研究員
"	谷澤 正彦	日本無線(株) 経営戦略本部 部長 技術統括担当
"	永野 好昭	(一社) 電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	中村 勉	(一社) 日本ロボット工業会 安川電機 技術開発本部 信頼性技術部 規格認証課
"	橋本 明記	日本放送協会 技術局システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	平野 知	(一社) 日本医療機器産業連合会 EMC 分科会 副主査
"	三塚 展幸	(一財) テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
"	峯松 育弥	(一社) KEC 関西電子工業振興センター 試験事業部
"	宮下 充史	(一財) 電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 副研究参事
"	山中 幸雄	(国研) 情報通信研究機構 電磁波研究所電磁波標準研究センター 電磁環境研究室 特別研究員
"	吉岡 康哉	富士電機株式会社 技術開発本部 デジタルイノベーション研究所 システム制御研究部 主査

(計30名)